

プライバシーにかかる情報の検索結果からの削除を求めることができる場合

- 【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 平成29年1月31日
【事件番号】 平成28年（許）第45号
【事件名】 投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件
（グーグル検索結果削除事件）
【裁判結果】 抗告棄却
【参照法令】 民法2条・198条・199条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25448434

事実の概要

X（抗告人）は、児童買春の被疑事実に基づき児童買春等処罰法違反の容疑で平成23年11月に逮捕され、同年12月に同法違反の罪により罰金刑に処せられた。Xが上記容疑で逮捕された事実（以下、本件事実）は当日に報道され、その内容がインターネット上の電子掲示板に多数回書き込まれた。

Y（相手方）は、利用者の求めに応じてインターネット上のウェブサイトを検索し、ウェブサイトを識別する符号であるURLを検索結果として当該利用者に提供することを業として行う者（検索事業者）である。Yの検索サービスの利用者が、Xの居住する県の名称及びXの氏名を条件として検索すると、当該利用者に対し、一定のウェブサイトのURLとその表題・抜粋（本決定はこれらを「URL等情報」と総称する）が提供されるが、この中には、本件事実等が書き込まれたウェブサイトのURL等情報（以下、本件検索結果）が含まれる。

平成27年1月、Xは、人格権（更生を妨げられない利益）の侵害を主張して、Yに対し本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした。第一審は、更生を妨げられない利益の受忍限度を超えた侵害を認め、Yに仮に削除することを命じた（さいたま地決平27・6・25判時2282号83頁）。Yは保全異議を申し立てたが、異議審（さいたま地決平27・12・22判時2282号78頁）¹⁾は、忘れられる権利にも言及して仮処分命令を認可した。

これに対し、Yは保全抗告（民保41条）の申立

てをした。Xは、被保全権利である人格権に基づく妨害排除請求権としての差止請求権の根拠について、プライバシー権、名誉権のほか、それらと並ぶ人格権の一内容として忘れられる権利を主張したが、抗告審（東京高決平28・7・12判タ1429号112頁）²⁾は、被保全権利及び保全の必要性のいずれも疎明があるとは認められないとして、原決定及び仮処分決定を取り消し、Xの仮処分命令申立てを却下した。そこで、Xは許可抗告（民保7条、民訴337条）の申立てをし、抗告が許可された。

決定の要旨

抗告棄却。

1 検索結果削除を求めることができる場合

(1) 「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである」（最三小判昭56・4・14〔前科照会事件〕、最三小判平6・2・8〔「逆転」事件〕、最三小判平14・9・24〔「石に泳ぐ魚」事件〕、最二小判平15・3・14〔長良川事件報道事件〕、最二小判平15・9・12〔早稲田大学講演会事件〕参照）。

(2) 他方、検索事業者による「情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信

したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。」

(3) 「以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトの URL 等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該 URL 等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」

2 本件事案にかかる判断

これを本件についてみると、「児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果はXの居住する県の名称及びXの氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。」「以上の諸

事情に照らすと、Xが妻子と共に生活し、[……]罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」

判例の解説

一 はじめに

インターネット上で検索エンジンを供する検索事業者に対して、私人が自己の権利利益を害する記事等を掲載するウェブサイトの URL や表題・抜粋を検索結果から削除することを裁判上求めることができる場合について、下級審では必ずしも基準が一定していなかった³⁾。本決定は、最高裁がはじめてその基準を示したものである。

本決定は、民事法の解釈により処理しており、直接には憲法解釈を示していない。ただ、個人の逮捕歴情報の表示が問題となった本件で、本決定は、憲法学上プライバシー権と表現の自由との調整の問題を扱ったとされる一連の判例を参照し、その枠組みで問題を捉えたものと解される。以下、本決定が示した判断枠組みについて解説する。

二 検索結果削除により保護される権利利益

本決定は、民事法上も「プライバシー権」の語を用いず、「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」（以下、プライバシー非公表利益という）を削除（差止め）を求める根拠となる法的利益と捉えた。（許可された抗告理由が不明だが）Xが主張した「更生を妨げられない利益」については独立して考察していないが⁴⁾、本件事案では上記利益に吸収して論じることが許されると解されたものと思われる（決定の要旨2参照）。なお、本決定は、名誉の保護について論じていない。

また本決定は、異議審決定が言及して注目を集めた「忘れられる権利」⁵⁾に触れなかった。本件事案ではプライバシー非公表利益と独立にこのような新しい概念を論じる必要はないと解したのである。

逮捕歴は刑事手続にかかわり個人の私的領域としてのプライバシーに属するとはいいにくい面も

あるが、本決定は、個人が逮捕された事実を当該個人のプライバシーに属する事実であるとする。この点は最三小判昭56・4・14民集35巻3号620頁（前科照会事件）⁶⁾や最三小判平6・2・8民集48巻2号149頁（「逆転」事件）⁷⁾も示唆していたと解されるが、本決定は「プライバシー」の語を明示的に用いた。本決定は、「他人にみだりに知られたくない」個人の情報としてプライバシーを広く解したと思われ（最二小判平15・9・12民集57巻8号973頁〔早稲田大学講演会事件〕参照）、その公表・伝達が違法となるか否かを対抗利益と衡量して判断する枠組みをとった⁸⁾。

三 検索結果削除により制約される権利利益

本決定は、検索事業者による特定の検索結果の提供が違法とされ削除が求められることで⁹⁾、①検索事業者自身の表現行為とともに、②検索結果提供のインターネット上の情報流通の基盤としての役割が、制約されるという。憲法上、これはいずれも表現の自由（憲法21条）による保護が及ぶものと把握できる。

①について、検索エンジンによる検索結果提供は、すでにインターネット上に存在する情報を機械的に表示するものにすぎず、単なる情報の媒介であって検索事業者の表現とはいえないという可能性もあった（Yは、したがって責任を負わないという主張もしていた）。しかし、本決定は、検索結果の提供は、検索事業者の「方針」に基づくものであり、その表現行為であるとした。これにより、検索結果提供は、それ自体が表現の自由により保護されるとともに、それに対して検索事業者が責任を負うことになる。

②は、検索事業者の主観的権利であるとともに、情報受領者の自由や表現の自由の客観的制度的側面にも着目するものといえよう。

四 両権利利益の調整

本決定は、(a)個人のプライバシーに属する事実が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果として提供する行為が違法となるか否かは、「当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべき」であるとし、(b)その結果、当該事実を公表されない法的利益

が優越することが「明らか」な場合に削除を求めることができるとする。これは、表現行為の(a)違法性の基準と(b)削除を求めうる基準に分析することができる。

本決定が示した(a)違法性の基準は、基本的にプライバシー権と表現の自由との具体的事案における比較衡量であり、最二小判平15・3・14民集57巻3号229頁（長良川事件報道事件）などの不法行為法の判例を踏襲するものである。衡量において考慮すべき事情（決定の要旨1(3)参照）として示された点も、同判決に類似している。例えば、当該事実が「公共の利害に関する事項」（決定の要旨2参照）であれば上記「提供する理由」が強くなり、その提供は表現の自由として強く保護される¹⁰⁾。

(b)プライバシー侵害表現の差止めについては、最三小判平14・9・24判時1802号60頁（「石に泳ぐ魚」事件）においても一般的基準が明らかでなく、議論があった¹¹⁾。表現行為が違法であることが「明らか」である場合に削除を認める本決定の法理は、名誉毀損表現について、不法行為法における違法性阻却事由（最一小判昭41・6・23民集20巻5号1118頁、刑法230条の2参照）をふまえて「明白」性を要求する（こちらは「事前」だが）差止めの基準を示した北方ジャーナル事件最高裁判決¹²⁾を想起させる。これは表現の自由に配慮して私法上の基準を示したものといえる。本決定は、検索結果削除について一般的基準を示した点で大きな意義を有し、検索結果削除に限らない射程を有する可能性もあろう。

五 ネット社会での私生活の尊重

検索結果の削除請求の可否という問題では、ネット上で永続的に個人に関する情報が流通し容易に人々が検索できる事態を個人の尊厳に対する新たな脅威とみて特に対処する必要があるのではないか、また、検索事業者の情報発信者と情報媒介者との中間的性格や元記事と検索結果との関係などが議論されてきた¹³⁾。「忘れられる権利」とはこのような検索エンジンの特殊性に着目した問題群を示す語だとも考えられるが、本決定の特徴は、この問題をプライバシー権と表現の自由の調整に関する既存の判断枠組みで捉えた点にある。検索エンジンの情報流通基盤としての役割に言及

した点は注目に値するが、本決定が示す違法性判断にかかる考慮事情も「明らか」という削除基準も、検索エンジンの特殊性に着目したものは思われない。ただ、本件事案にかかる判断で検索の条件を考慮したこと（決定の要旨2参照）は、従来からの枠組みの下で検索エンジンの特性に応じた考察を展開する可能性を示唆したものといえる。

本決定では、過去に報道された事実に関し元記事が現在公開されていても、それとは別にその伝達（拡散ないし再公表）がプライバシー非公表利益を害するという論理がとられたが、このプライバシー非公表利益は、なお古典的な「放っておいてもらう権利」としてのプライバシー権といえるものであろう。もし忘れられる権利がプライバシー権とは独立の自己情報コントロール権として主張されるとすれば¹⁴⁾、その保護は情報流通の自由を保護する表現の自由と正面から衝突し、本決定との距離も大きい。しかし、自己情報コントロール権も忘れられる権利も、古典的中核を有するプライバシー権の現代における実効的救済手法として捉えられるべきものではないか。

●—注

- 1) おもな評釈等として、栗田昌裕・判時 2305 号（2016 年）148 頁、神田知宏・L&T72 号（2016 年）41 頁、瀧口晶子・法セ 742 号（2016 年）124 頁。
- 2) おもな評釈等として、奥田喜道・新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-011161416（Web 版 2016 年 10 月 21 日掲載）、上机美徳・同 文献番号 z18817009-00-031251432（Web 版 2016 年 12 月 16 日掲載）、松本和彦・法教 434 号（2016 年）161 頁。
- 3) 下級審裁判例の動向について、曾我部真裕「日本における『忘れられる権利』に関する裁判例および議論の状況」江原法學 49 卷（2016 年）1 頁、田中芳樹「事業者代理人からみた検索結果削除判例の分析と現状」L&T72 号（2016 年）47 頁を参照。
- 4) 最三小判平 6・2・8 民集 48 卷 2 号 149 頁（「逆転」事件）は、個人の前科等にかかわる事実を公表されない利益が法的保護に値することを説明して、「新しく形成している社会生活の平穏を書され更生を妨げられない利益」に言及していた。その後、少年の実名類似報道に関する最二小判平 15・3・14 民集 57 卷 3 号 229 頁（長良川事件報道事件）は、いわゆる少年の成長発達権の侵害の主張はなされていないことを前提に、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無を審理すべき旨をいう文脈で、「逆転」事件判決を「プライバシーの侵害」に関する比較衡量の

法理を述べたものとして引用していた。

- 5) 日本での忘れられる権利に関するおもな議論として、奥田喜道編『ネット社会と忘れられる権利』（現代人文社、2015 年）、宮下紘『プライバシー権の復権』（中央大学出版部、2015 年）IV 章、同「忘れられる権利と検索エンジンの法的責任」比雑 50 卷 1 号（2016 年）35 頁、石井夏生利『忘れられる権利』をめぐる論議の意義」情報管理 58 卷 4 号（2015 年）271 頁、宇賀克也『忘れられる権利』について」論ジュリ 18 号（2016 年）24 頁などを参照。
- 6) 同判決の伊藤正己裁判官補足意見を参照。
- 7) 参照、山本敬三「前科の公表によるプライバシー侵害と表現の自由」民商 116 卷 4 = 5 号（1997 年）615 頁。
- 8) ある事実が個人の「プライバシー」に属すると同時に「公共の利害に関する事項」でもありうるという用語法である。
- 9) 違法とし、削除を強制するのは、国家にほかならない。
- 10) 本決定は、当該表現が「公共の利害に関する事項に係るものといえないこと」を差止めの要件のひとつとする論理（東京高決平 16・3・31 判時 1865 号 12 頁〔週刊文春事件〕参照）をとっていない。
- 11) 参照、曾我部真裕「プライバシー侵害と表現の自由」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I 〔第 6 版〕』（有斐閣、2013 年）142 頁など。
- 12) 最大判昭 61・6・11 民集 40 卷 4 号 872 頁（北方ジャーナル事件）は、公務員等に対する評価・批判等に関する出版物について、(1)「表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものではないことが明白」であり、かつ、(2)「被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき」には、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが「明らか」であり、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、例外的に事前差止めが許されると示した。要件 (2) と仮処分における保全の必要性の要件（現在の民事保全法 23 条 2 項参照）との関係については議論がある。本稿で論じる余裕はないが、本決定に要件 (2) に相当する文言がみられないことや「明らか」と「明白」の異同等の理解については、議論がありえよう。
- 13) 前掲注 3)・5) 各文献のほか、ICT サービス安心・安全研究会（総務省）「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について」（2015 年）、検索結果とプライバシーに関する有識者会議（ヤフー）「報告書」（2015 年）、宍戸常寿＝門口正人＝山口いつ子「鼎談 インターネットにおける表現の自由とプライバシー」ジュリ 1484 号（2015 年）ii 頁を参照。
- 14) 参照、村田健介『忘れられる権利』の位置付けに關する一考察」岡法 65 卷 3 = 4 号（2016 年）830 頁。

* 本稿は、JSPS 科研費 15H03299 による研究成果である。